

個人情報開示依頼書（相続用）

遺言執行者や代理人等、相続人以外の方がお手続きされる場合は、こちらの記入例を参考にしてください。

店番号	
お取引店	
顧客番号	

ご依頼人（相続人または代理人）

おところ	〒 541-0053	お申込日 令和〇〇年△△月××日
	大阪市中央区本町2丁目2番8号	お電話番号 (06) 6267-7164
おなまえ	フリガナ ソウゾクニン ショウコウ ハナコ ダイリニン シホウショシ オオサカ イチロウ	実印 (実印)
	相続人 商工 花子 代理人 司法書士 大阪 一郎	

必要箇所のみチェックをお願いします。

平成〇〇年△△月××日死亡致しました、被相続人である商工 太郎名義の取引に関して貴金庫が保有している個人情報を開示し、下記の証明書の発行をお願い致します。

残高証明書 【経過利息 要 不要】 (1 通) ※手数料1通 880円

※口座単位での出力となります。出資会員様につきましては出資証明書も発行させていただきます。

取引履歴明細 (1 通) ※手数料1枚 110円

取引明細	期間	平成 2年 2月 1日 ~ 平成 3年 2月 1日 令和 令和
その他 (科目・口座番号等)	普通預金 1 2 3 4 5 6	

※お申込日から10年を超える以前の取引明細等は開示できませんので、予めご了承ください。

相続預金仮払い制度払戻証明書

手数料のお支払方法を選び、チェックをお願いします。振込を指定する場合は相続課へご連絡をお願いします。

手数料のお支払い 現金 振込 払戻請求書
下記口座からの振替

手数料引落指定口座	店名	店番号	科目	口座番号	おなまえ	お届け印
証明書発行手数料を、右記口座より貴金庫所定の日に通帳および払戻請求書なしで引落してください						

添付書類（相続預金仮払い制度払戻証明書の発行は請求者の印鑑証明書のみ提出）

- ・被相続人様の死亡の事実が確認できる戸籍謄本等（発行後1年以内のもの）
- ・ご依頼人が相続人であることを確認できる戸籍謄本等（発行後1年以内のもの）
- ・ご依頼人様の印鑑証明書（発行後6カ月以内のもの）
- ・相続人の代理人等の場合は、委任状等も必要となります

※（お取引が預金のみ場合は鮮明に取られたコピーでも構いません）

（金庫使用欄）

相続人確認資料	担当者	手数料	受入日	検印	検印	実印	届印
・運転免許証 () ・健康保険証 () ・戸籍謄本 ・印鑑証明書 ・その他 ()			金額				